

東北南部では、6月29日に梅雨明けとなりました。今年の梅雨はわずか14日間。そして連日猛暑日に迫る最高気温。電力需給ひっ迫や渇水による水不足なども心配です。



## ■(株)防災センターに対する差止請求訴訟 全面勝訴判決が確定！！

株式会社防災センターを相手方とする差止請求訴訟については、仙台高等裁判所の控訴審判決（令和3年12月16日言い渡し）において、ネットとうほくが全面勝訴した（中途解約をした顧客に残余代金の一括払義務を課す条項等の差し止めをはじめとする全ての契約条項や勧誘行為等の差し止めが認められた）ことをご報告していました。この判決に対し、防災センターが最高裁判所に上告をしましたが、本年6月3日に最高裁は上告を棄却し、ネットとうほくの全面勝訴判決が確定し裁判が終了しました。これまでご支援をいただいた皆様、大変ありがとうございました。

防災センターは、20年以上前から、宮城県内を中心に、違法・不当な勧誘による消火器の訪問販売を行い、高齢者を中心に多大な被害を生じさせてきました。同社が、度重なる行政処分にもかかわらず、悪質な商法を継続してきたことに対し、仙台高裁ばかりではなく最高裁も、その営業が違法であることを認め、そのような営業を全面的に差し止めることを命じており、その内容は、これまでの差し止め請求訴訟には見られない厳しいものです。

また、個別の問題条項の差し止めにとどまらず、契約条項の全てを消費者契約法により無効として差し止めを認めるという判決はこれまでの例がないものであり、悪質商法による被害救済のための画期的な法理論といえることができます。

このような判決が確定したにもかかわらず、近時、防災センターが宮城県内で消火器の訪問販売を行っているとの情報が寄せられました。確定判決に反する勧誘が行われている場合には、これを遵守させるための強制執行も検討する必要があります。防災センターの被害等を耳にした方は、是非ネットとうほくまで情報提供をお願いします。



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら  
一人で悩まず



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！  
～お近くの消費生活相談窓口に繋がります～

## ■2022 年度通常総会を開催しました

6月25日（土）10：30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2022年度通常総会を開催しました。今年は昨年に引き続き、実出席とWeb会議システムを併用して開催しました。Web参加者には、事前に書面議決書もしくは委任状の提出をお願いしました。

会員総数109名の内、当日の出席者数は94名（実出席19名、書面議決書による出席63名、委任状による出席12名）でした。



挨拶 吉岡和弘理事長

はじめに、司会の高橋大輔氏より、総会成立が宣言され、続いて、吉岡和弘理事長より、「これまでは助走期間。今後発展していくよう、議論を経ていろいろアイデアを出して欲しい。」と挨拶がありました。

その後、議長に個人正会員鈴木源一氏が選出され、小野寺友宏理事・事務局長から一括して議案提案、続いて車塚潤監事より監査報告が行われました。意見や質問も出なかった為、採決に入り、全議案が満場一致の賛成で承認採択されました。



議案提案の様子

2022年度は、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう、情報収集・情報提供・広報活動の強化、特定適格消費者団体をめざす活動、差止請求のための検討委員会活動及び申入れ活動の強化、組織強化・会員拡大、消費者被害、消費者施策に関する研究・提言活動をはじめ、行政や他団体との

協働及び業務委託をすすめること等を重点課題として活動することとしました。

### 【提出議案】

第1号議案	2021年度事業報告承認の件	満場一致の賛成で承認
第2号議案	2021年度決算報告承認の件	満場一致の賛成で承認
第3号議案	2022年度事業計画決定の件	満場一致の賛成で承認
第4号議案	2022年度活動予算決定の件	満場一致の賛成で承認
第5号議案	議案決議効力発生の件	満場一致の賛成で承認



車塚監事による監査報告



採決の様子

## ■総会記念講演会を開催しました

総会終了後、消費者支援ネット北海道（愛称ホクネット）理事・事務局長の原琢磨弁護士によるWeb講演会「特定適格消費者団体の認定をめざして～被害回復請求権を持つために私たちがすべきこと～」を開催しました。



講師 原琢磨理事・事務局長

ホクネットは、消費者市民ネットとうほくの団体設立から、適格消費者団体認定を受けるまでのノウハウを学んできた団体です。昨年10月、全国で4番目の特定適格消費者団体の認定を受けたことから、ホクネットの経験を伺う機会を設けました。

特定適格消費者団体とは、不当な事業者に対し、消費者に代わって被害回復裁判手続きを行うことのできる適格消費者団体です。

ホクネットが特定適格消費者団体を目指した背景には、①特定認定を受けた団体が、東京や大阪にしかないと、北海道の消費者が、物理的・金銭的な面からも集団的被害回復制度から取り残される懸念があること、②被害が北海道で集中的に出ていたり、全国規模の消費者被害であっても、北海道に多数の被害者がいたりするのであれば、自分たちが救うという強い意志と使命感があるとおっしゃっていました。

原弁護士からは、特定適格認定の要件や、ホクネットが認定を受けるまでの経過と手続き上の留意点、認定を受けた後の体制について、コンパクトに分かりやすく説明していただきました。認定申請手続きのなかで大変だったことは、①業務規程を被害回復関係業務に合わせて整備すること、②財政基盤を作ることの2点だったそうです。被害回復の第1段階である共通義務確認訴訟の終了まで、経費は団体の負担であることや、敗訴した場合のことも考えると、しっかりとした財政基盤がないと、認定を維持できないことになります。その為ホクネットでは、通常の会費や寄附以外に2回の特別寄附を募り、また、自治体からの事業委託を継続的に確保するなどして、財政基盤を築いてきたとのことでした。

検討委員会の機動性を高めること、事務局の人材確保とマニュアル化、そして何より財政基盤をいかに作るか、今後の課題が見えた講演会となりました。

## ■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

チラシやHPでご案内の通り、現在、弁護士による「消費者トラブル電話相談会」を開催しています。今年度は、7月から2023年2月までの毎月第1金曜日に開催し、受付時間は13:00～16:00です。下記電話番号で受付けています。

専用電話：**022-341-2010**





## ■2022 年度第 1 回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました

5 月 19 日（木）18 時 00 分から、仙台弁護士会館において、2022 年度第 1 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 24 名の参加がありました。



講師 中里真准教授

今回は、当団体が控訴審において全面勝訴を勝ち取った「防災センター判決について」をテーマに、福島大学の中里真准教授が講義を行いました。

まず、本件の事案の概要が説明されました。消火器を 10 年という長期にわたって貸し付ける内容の契約ですが、「リース契約」を謳い、10 年間の契約代金を全て支払わなければ解約に応じないなどの悪質な契約内容を長年続けてきた事業者に対して、当団体が問題のある勧誘内容、契約条項、チラシの使用の差し止めを求めた

事案です。原審では、当団体が求めた差し止めの内容に関し、一部敗訴した部分がありましたが、仙台高裁はこれを覆し、当団体の請求全てを認めました。詳しくは当団体の HP にもアップされておりますので、そちらもご覧下さい。

この判決の意義ですが、①契約条項を一体として捉え、消費者契約法 10 条によって契約条項全体の差し止めを認めた点、②（特に原審敗訴部分に関する判示として、）事業者を救済する方向で消費者契約の条項に文言を補って限定解釈することについて、否定的な判断を示した点にある、との指摘がなされました。

その後の意見交換では、今後、契約条項が無効になる際の要件設定を考えていくことが課題であろうこと、従前は中心条項について消費者契約法による無効は難しかった考え方があるところ、本件では中心条項に対しても無効の判断をしたと読むことができる点について意義があるのではないか、といった意見が出されました。

なお、本消ラボ終了後に最高裁から防災センター側の上告を退ける判断がなされたことは、本ニュース 1 面記載のとおりです。本高裁判決の判断が、今後の差止請求事件や消費者事件でも活用されることが期待されます。

次回は 7 月 21 日（木）18 時 00 分から、「消費者契約法とサルベージ条項について」というテーマで、北九州市立大学の丸山愛博准教授が担当して開催します。

\*今号のリレーエッセイはお休みします。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.